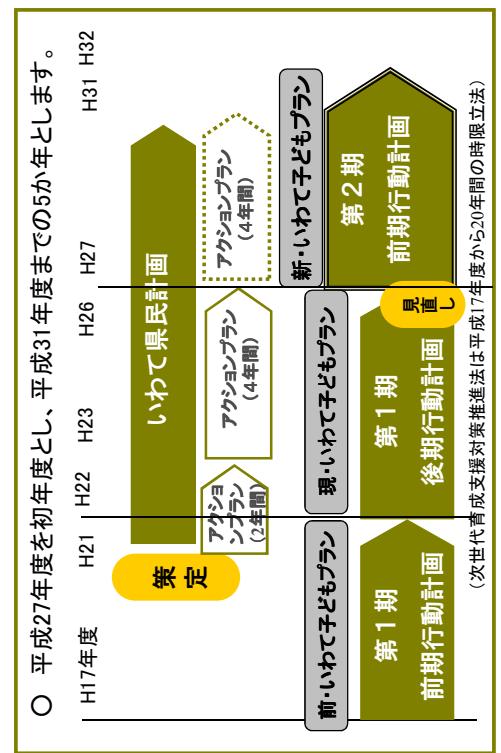


「新・いわて子どもプラン」(仮称)の概要

計画の性格

- この計画は、県民、企業、NPO、行政など、地域社会を構成するあらゆる主体の理解と参画を得て、本県の子育てにやさしい環境づくりや、子どもの健全な育成等を総合的・計画的に推進するための基本的な考え方と施策の基本的な方向を明らかにした実施計画です。
 - また、次世代育成支援対策推進法に基づく岩手県行動計画として位置づけています。
 - 子ども・子育て支援法に基づく岩手県子ども・子育て支援事業支援計画及び父子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の一部も盛り込んでいるほか、国の母子保健分野の計画である「健やか親子21」に対応しています。

計画の期間



3つの重視する観点

- 3つの重視する視点

「ゆたかさ」
をはぐくむ

「つながり」
をはぐくむ

「ひと」
をはぐくむ

計画の策定方針

- 施策の基本方向を、
 - 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する
 - 子育て家庭を支援する
 - 子どもの健全育成を支援する

岩手の子どもたちに期待すること

- いわての子どもたちが、
・豊かな自然や伝統文化の中で、岩手に愛
情や誇りを持ち、
・人とのつながりを大切にしながら被災によ
る困難からも力強く立ち上がり、
・岩手の将来を担う若者として、多様な活動
に取り組んでいく

ことを期待しています。

基本方針

男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり

新・いわて子どもプラン(仮称)の内容

施策の基本方向

子育てに希望を持てる環境を整備する 若者が家庭や

男女がともに子育てをする意識の醸成を図り、若者の多様な交流活動の促進や、就労支援など、若者が家庭を早くことや、子どもを生み育てることに希望を持てる地域を目指します。

子育て家庭を 支援する

地域の関係者が参画する「子ども・子育て会議」により、多様な保育ニーズへの対応など、子育て家庭への支援の充実を行います。

保育サービスの一層の充実や、子育てにやさしい職場環境づくりを推進します。

子どもの健全育成を 支援する

東日本大震災津波による被災孤児・遺児への支援や、のケアを必要とする子どもへの支援を進めます。豊かな自然や人と人とのつながりを大切にする岩手の良さを体感しながら、たくましく生きる「いわてっ子」の育成を支援します。

施策の具体的推進

- (1) 若者の豊かな心づくり
 - ・社会全体で子育てを支援する機運を醸成し、子どもの権利に関する意識を啓発
- (2) 若者の就労や結婚の支援
 - ・新規学卒者やニートの就労支援や若者の交流活動、結婚から育児まで切れ目ない支援の実施
- (3) 男女がともに子育てをする意識の醸成
 - ・育児を支援する企業の認証・表彰の実施、イクメンハンドブックによる育児参加への意識啓発
 - ・「いわて家庭の日」県民運動等により家庭の果たす役割や家族・親子のふれあいの大切さを啓発

- (1) みんなで子育てを支援する地域づくり
 - ・子ども・子育て会議による多様な保育ニーズへの対応、事故や犯罪から守る地域の連携
- (2) 子育て相談や情報提供の充実
 - ・インターネットやマンガ等を活用し、あらゆる世代のニーズに対応した子育て応援情報の提供
- (3) 親と子の健康づくりの充実
 - ・母子感染予防、不妊・不育相談、小児慢性特定疾患児童の自立支援、思春期教育・相談の実施
 - ・発達障害児への相談対応、保育所・幼稚園での障がいの理解や指導法など適応への普及啓発
- (4) 保育サービスの充実(子ども・子育て支援新制度の円滑な実施)
 - ・計画的な保育体制の確保、認定こども園の普及と保育士確保の推進
- (5) 子育てにやさしい職場環境づくり
 - ・仕事と生活の調和の普及啓発、3歳未満児保育を行ふ小規模保育など地域型保育事業の実施
- (6) 経済的負担の軽減
 - ・児童手当の支給や乳幼児・妊娠婦の医療費の一部助成、就学支援や学費助成の実施
- (7) ひとり親家庭等への支援の充実(別途、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画を策定)
 - ・母子父子自立支援員等による相談機能の充実、母子父子寡婦福祉資金の情報提供
- (8) 被災した保育施設の復旧と保育サービスの確保
 - ・震災により被災した保育所・放課後児童クラブ・児童館の早期復旧、保育料の減免支援

- (1) 地域における健全育成活動の推進
 - ・いわて子ども・森と児童館・放課後児童クラブとの連携推進、遊び環境や指導者研修の充実
- (2) 岩手の食育の推進
 - ・食生活改善推進員等と連携した食育教室、農林水産業への理解醸成と食への感謝の心の育成
- (3) 児童虐待防止対策の充実
 - ・虐待や疑い事案の速やかな通告の普及啓発、児童相談所と市町村や関係機関との連携促進
- (4) 社会的養護体制の充実
 - ・県社会的養護推進計画に基づく施設養育環境の小規模化推進、里親による家庭養護の推進
- (5) 生きる力を育む学校教育の推進
 - ・福祉施設など学校外における体験学習の普及啓発、児童相談所と市町村や関係機関との連携促進
- (6) 魅力ある社会教育の推進
 - ・子育てに関する親の学習機会や情報の提供、子育てやしつけに悩む親の相談体制の充実
- (7) 被災児童に対する支援の推進
 - ・いわて子どもケアセンターによる心のケアの実施、震災孤児遭見・家庭への相談・支援の実施